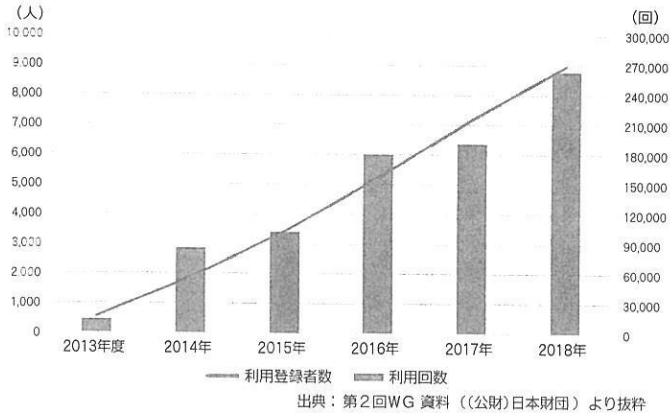


# 電話リレーサービスを公共インフラに 安定運営へ新交付金創設 総務省 法案提出

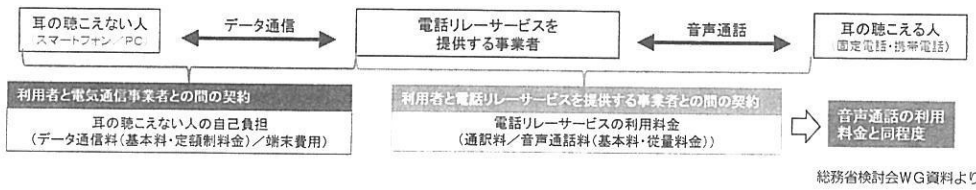
697  
聴覚に障害のある人がテレビ電話などを活用した手話通訳を介して用件を伝える「電話リレーサービス」。現在モデル事業として限定的に提供されているが、総務省は通常の電話同様、普遍的に使えるよう、新たな法律を制定し「公共インフラ」として整備・普及を目指す。2月28日に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

図1 モデル事業での利用実績の推移



聴覚に障害のある人が、手話のできない人と電話でコミュニケーションを取れる「電話リレーサービス」は、2002年頃から民間企業で事業化が始まった。しかし採算性などの課題もありなかなか普及には至らなかったため、日本財団が2013年から独自のモデルプロジェクトを開始。聴覚障害者は通訳オペレーターとの通信料負担だけで利用できるよう

図2 電話リレーサービスのイメージ



相まって、「公共インフラ」として表現する社会的な要請が高まっている」と安倍総理も推進を表明。総務省と厚労省が連携し法律制定に向けて課題や解消策などを検討してきた。

モデル事業では利用できずのは障害者手帳を持つ聴覚障害者だけだが、法律案では聴覚障害のある人に用件を伝えたい人

誰もが、通訳を介してコミュニケーションを取れるサービスであるとも定義した。さらに国は新たな公共インフラとしての整備・実施役割があるため、総務省で基本方針を定めることを義務化。サービス利用の意義を始めるため、サービス提供業務の実施方法や利用料金に関する事項などを規定することを求める。

サービスの提供機関は一般社団法人か一般財団法人。申請を受け、国が1団体のみを指定する。最大の課題の通訳にかかるコスト負担は、新たな交付金のスキームを作る。携帯電話や固定電話の全利用者の料金から、国が指定する電話リレーも課題となりそう。

サービス支援機関を通じて電話事業者から徴収した基金に収め、そこから交付する仕組みだ。総務省によると「年間数円程度の上乗せで済む試算」と言う。サービス提供機関には事業計画、収支予算書の提出・公表など義務化し、支援機関にも、電話会社から徴収する負担金は国の認可を必要とするよう規定を設けることなど、不当な値上げにならないようにするというが、サービスを利用しない国民への料金を乗せに、理解が得られるかどうか。

また、法案が成立すれば24時間利用できるサービスとなり、通訳の養成も課題となりそう。